

地方独立行政法人山梨県立病院機構 第3回理事会 議事録

- 1 日 時 平成29年12月13日(水) 午後4時50分～午後6時55分
- 2 場 所 ベルクラシック甲府
- 3 出席者 理事長 小俣政男
理 事 神宮寺禎巳、藤井康男、内藤正浩
監 事 早川正秋、加藤隆博
(欠席者 なし)
(出席者 理事長・理事 計4名。今理事会は定足数を満たし成立した。)
- 4 会議次第
 - (1) 理事長あいさつ
 - (2) 議 事
 - (3) 報 告

議 事)

規程改正について

○議 長

初めに、規程改正について説明願います。

○事務局

—規程改正について説明—

資料1 使用料及び手数料規程

「がん発症リスク低減のための乳房切除と再建手術」の料金設定を行うため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」の一部改正を行う。

施行期日は、平成30年1月4日からとする。

資料2 研究活動上の不正防止等に関する規程

研究者の責務に関する規定を追加するため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程」の一部改正を行う。

施行期日は、平成29年12月13日からとする。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

規程改正の予定について

○議 長

次に、規程改正の予定について説明願います。

○事務局

—規程改正の予定について説明—

資料3から資料5については、いずれも県の条例改正案が可決次第、規程を改正するものである。

資料3 役員報酬規程

「山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例」の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程」の一部改正を行う。

施行期日は、平成29年度については平成29年12月1日から、平成30年度については平成30年4月1日からとする。

資料4 職員給与規程

「山梨県人事委員会勧告」及び「山梨県職員給与条例」等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。

施行期日は、給与表の及び諸手当（管理職手当、初任給調整手当）の改定については平成29年4月1日からとする。また、期末・勤勉手当の平成29年度改定については平成29年12月1日からとする。期末・勤勉手当の平成30年度以降と扶養手当の改定については、平成30年4月1日からとする。

資料5 職員退職手当規程

「山梨県職員の退職手当に関する条例」等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程」の一部改正を行う。

施行期日は、平成30年2月1日からとする。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

報 告)

平成29年度計画の上半期業務実施状況について

○議 長

次に、平成29年度計画の上半期業務実施状況について説明願います。

○事務局（一部、小俣理事長、藤井理事より説明）

平成29年度計画の上半期の業務実施状況について、資料6-1から資料6-3により説明を行った。

中央病院及び北病院の稼働状況について

※中央病院及び北病院の稼働状況については、平成29年度計画の上半期業務実施状況と重複する部分等があるため、**資料7**の説明については省略した。

定款変更について

○議長

次に、定款変更について説明願います。

○事務局

—定款変更について説明—

資料8 定款の一部改正

山梨県と総務省との協議結果、監事の任期についての規定の追加と
役員 の損害賠償についての規定の削除を行う。

施行期日は、平成30年4月1日からとする。

○司会

最後に、次回理事会の日程について、お諮りしたい。

平成30年3月12日月曜日の16時からということによろしいか。

以上をもちまして、平成29年度第3回理事会を終了とする。